

第5次基本構想

前期基本計画

(まちづくり環境・建設部会 その2)

第5章

- | | | |
|-----|--------------|---------|
| 大柱5 | 道路・交通環境の整備 | … P. 1 |
| 大柱6 | 上下水道の整備 | … P. 5 |
| 大柱7 | 防災・防犯対策の充実 | … P. 7 |
| 大柱8 | 消費生活・市民相談の充実 | … P. 11 |

第4章

- | | | |
|-----|----------|---------|
| 大柱1 | 農業の振興 | … P. 13 |
| 大柱2 | 商工業の振興 | … P. 15 |
| 大柱3 | 勤労者福祉の充実 | … P. 17 |
| 大柱4 | 地域活性化の推進 | … P. 19 |

1 施策の方向性

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

2 現状と課題

平成21年度に実施した市民意識調査では、「安全で快適な道路の整備」が、34施策中、最も不満度が高い結果となっていることから、引き続き、安全で快適な道路交通環境の整備が求められます。

都市計画道路などの幹線道路は、土地区画整理事業などによって一部の整備は進んでいますが、必ずしもネットワーク化が進んでいないため、本来の機能は発揮できていません。

日常生活に身近な道路は、高齢化社会の進行等を踏まえ、狭い道路の解消やバリアフリー化などが求められますが、限られた財源の中では、緊急性の高い箇所からの優先整備、道路デザインの工夫、交通規制や現況の幅員の中で歩道部分を生み出すなどの手法により、歩行空間の確保や安心して自転車利用できる環境を創っていく必要があります。また、老朽化した道路及び橋梁の維持管理を計画的に進めていく必要があります。

市内の交通事故件数は平成16年をピークに減少し、県内市の中でも少ない状況にありますが、引き続き、危険箇所の改善等とともに、関係機関や市民と連携し、幼児、児童及び生徒を対象とした交通安全教室や高齢者の事故防止対策などの交通安全教育や指導等を充実していく必要があります。

駅周辺では、放置自転車や路上駐車対策のほか、まちの美観の向上と歩行者等の安全確保を図るため、駐輪指導により市立自転車駐車場（11箇所）等の利用促進や、違法駐車の解消などを近隣自治体や関係機関と連携し進めていく必要があります。市内循環バスは、路線の見直しなどより利用者は増加しており、引き続き、利用者ニーズを踏まえた運行に努める必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
道路・交通環境の整備	— 道路・交通体系の確立
	— 幹線道路の整備
	— 安全な生活道路の整備
	— 安全で快適な歩行空間の整備
	— 市内循環バスの充実
	— 放置自転車対策の推進
	— 違法駐車対策の推進
	— 交通安全施設整備の推進
	— 交通安全教育・指導の推進

5 施策の内容

(1) 道路・交通体系の確立（道路交通課）

歩行者、自転車、自動車、公共交通に配慮しながら総合的な道路・交通計画を策定し、市内の道路や交通環境の改善を計画的に進めます。

(2) 幹線道路の整備（道路交通課）

幹線道路については、重点路線の選定や優先順位を定め、計画的な整備を進めます。また、老朽化した道路や橋の計画的な維持管理を進めます。

(3) 安全な生活道路の整備（道路交通課）

生活に身近な道路については、歩行者や自転車が安心して通行できる道路を目指し、計画的な整備と維持管理に努めます。

(4) 安全で快適な歩行空間の整備（道路交通課）

誰もが安心して市内を移動できる環境を整備するため、グリーンベルトの活用など地域の実情に応じた歩車道の分離や、歩道のバリアフリー化などを進めます。

(5) 市内循環バスの充実（道路交通課）

市内循環バスの運行経路や運行時刻の改善などにより、利用者の利便性向上を目指します。

(6) 放置自転車対策の推進（道路交通課）

駅周辺における駐輪需要に対し、公共スペースの有効活用による自転車駐車場の整備について関係機関と協議していきます。

また、地域住民及び関係機関の協力を得ながら、駅周辺などの自転車放置禁止区域における指導を強化していきます。

(7) 違法駐車対策の推進（道路交通課）

違法駐車車両の解消のため、実情に応じた交通指導や交通規制の強化を警察に要請するとともに、運転者へのマナー遵守を促していきます。

(8) 交通安全施設整備の推進（道路交通課）

交通状況や危険箇所の把握に努めながら、道路照明灯やガードレール、道路反射鏡などの整備を進めます。さらに、横断歩道や信号機の設置について警察等関係機関に要請していきます。

(9) 交通安全教育・指導の推進（道路交通課）

子どもや高齢者等を対象に交通安全教室や講習会を開催するとともに、市民、行政、警察が一体となって、交通安全運動や交通事故防止運動を展開します。

1 施策の方向性

安心で安全な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

2 現状と課題

安全で良質な水を確保するため、現在総給水量の8割を確保している県営水道からの安定供給を維持するとともに、受水槽設置施設の衛生管理の指導を引き続き行う必要があります。

また、安全で確実な給水体制を維持するため、老朽管の更新を進めるとともに給配水施設の耐震化についても計画的に整備を図る必要があります。

健全な水道事業の経営のため、委託業務の拡充により、利用者サービスの向上と経費の削減に努めています。

市街化区域内は、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業施行区域の公共下水道整備を進めるとともに、水子・諏訪の整備を計画的に進める必要があります。

また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。

市街化調整区域内は、河川の水質を保全し衛生的で快適な生活環境を保つため、特定環境保全公共下水道の整備を進めていますが、今後は、合併浄化槽などの手法も含め汚水処理手法を検討する必要があります。

雨水対策としては、これまで、桜井、別所、砂川堀、権平川、柳瀬川の各雨水幹線を整備するとともに、流末のポンプ場整備などを進めてきましたが、引き続き、都市化の進展による市街地での道路や地下施設の冠水等都市型災害への対応が必要です。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
上下水道の整備	－ 水道水の安定供給
	－ 水道施設等の災害対策の充実
	－ 健全な水道事業の経営
	－ 公共下水道（汚水）の整備
	－ 特定環境保全公共下水道の整備
	－ 公共下水道（雨水）の整備

5 施策の内容

（1）水道水の安定供給（水道課）

水道水を安定的に供給するため、老朽管や年数を経た機械・電気設備等を計画的に更新するとともに、水質・水圧管理の強化に努めます。

（2）水道施設等の災害対策の充実（水道課）

浄水場や基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時の応急体制を充実します。

（3）健全な水道事業の経営（水道課）

利用者サービスの向上を図るとともに、収入の確保及び経費の削減に努めることで、質の高い健全な水道事業経営を目指します。

（4）公共下水道（汚水）の整備（下水道課）

既成市街地等の整備を計画的に進め、計画区域内の完全整備と水洗化を目指します。

（5）特定環境保全公共下水道の整備（下水道課）

農業集落の生活環境向上と河川・水路等の汚濁防止のために、計画区域内の整備を進めるとともに、合併浄化槽などによる汚水処理手法についても検討します。

（6）公共下水道（雨水）の整備（下水道課）

水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの洪水対策施設の整備を計画的に進めます。

1 施策の方向性

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助け合える体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

2 現状と課題

近年、全国各地で地震や大雨などによる大規模災害が発生しており、災害に対する市民意識が高まっていることから、地震や洪水による災害時の被害想定や避難経路などを示したハザードマップなどによる情報提供を行なうとともに、防災意識の高揚を図るため、各種啓発活動を進める必要があります。

地域における防災活動の中心となる自主防災組織は、平成21年度末現在、26団体が活動しています。今後もその育成と支援を進めるとともに、新たな組織の結成に対する支援を行なう必要があります。また、消防団や地域住民などとの連携を進め、地域防災体制の一層の強化を図る必要があります。

平成21年度末現在、20団体と災害協定を締結しています。今後も多様な災害に対応するため、様々な分野の団体等との協定締結を進めていく必要があります。

高齢者や障がい者など災害時要援護者の支援は、地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取り組みが一部の地域で進められており、今後は全市的に拡大していく必要があります。

河川改修や排水ポンプなどの整備により、大雨や台風などによる浸水被害は減少しているものの、近年多発している局地的豪雨（ゲリラ豪雨）などによる都市型水害への対策を図る必要があります。

昭和56年以前の木造住宅の耐震性は現在の耐震構造と比較して安全性が低い状況にあることから、住宅の耐震診断により、現状の把握と安全な住宅への改修を促す必要があります。

本市における犯罪発生件数は平成17年をピークに減少しているものの、近年は、児童の登下校時を狙った犯罪や、高齢者に対する詐欺などが増加しており、地域ぐるみの見守り活動が重要となっています。

自主防犯組織は平成21年度末現在、全町会に組織されており、地域の防犯活動が行われています。また、青色防犯パトロール車両を使用した防犯パトロール活動は、市内全域で実施されています。

犯罪被害の未然防止を推進するため、市民が必要とする情報を的確に把握したうえで提供を行うことが必要となります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
防災・防犯対策の充実	— 地域防災体制の整備
	— 都市の防災機能の向上
	— 消防・救急・救助体制の充実
	— 水害対策の推進
	— 防犯体制の整備
	— 防犯情報の提供

5 施策の内容

（1）地域防災体制の整備（安心安全課）

総合的な防災体制を確立するため、地域防災計画に基づき、防災意識の向上や自主防災活動の育成支援、広域的な援助協力体制を構築するとともに、飲料水等の確保や防災資機材の整備等の充実に努めます。

また、地域と連携しながら、災害時における高齢者や障がい者等の支援体制を確立します。

（2）都市の防災機能の向上

（道路交通課・まちづくり推進課・安心安全課・建築指導課）

災害に強いまちづくりを推進するため、災害時を想定した道路整備や、公園等の防災空間の整備を推進するとともに、避難場所となる公共施設の耐震化に取り組みます。

また、住宅の安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。

（3）消防・救急・救助体制の充実（安心安全課）

入間東部地区消防組合と連携し、より高度な消防・救急・救助体制を確立します。

また、消防団車庫の建替えや消防団車両の更新を計画的に行います。

(4) 水害対策の推進（道路交通課・安心安全課）

河川の治水機能を向上させるため、河川・水路の整備や排水ポンプの設置などを計画的に進めます。また、低地部での雨水による浸水被害の発生を防止するため、宅地内浸透処理や一時的貯留などにより、雨水の流出抑制を進めます。

洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップや地形、災害履歴等の災害危険情報を住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図ります。

(5) 防犯体制の整備（安心安全課）

犯罪を未然に防止するため、地域防犯組織に対し、防犯パトロール用品の配布、ボランティア保険の加入などの支援を行い、市民による防犯活動を推進します。

また、市民青パト隊による防犯パトロール活動を引き続き推進します

(6) 防犯情報の提供（安心安全課）

地域における防犯体制強化のため、警察との連携により、防犯パトロールで収集した地域の犯罪情報を地域・学校・家庭に提供し、情報の共有化を進めます。

1 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

2 現状と課題

平成 21 年に消費者安全法が施行され消費者庁が発足し、消費者行政を一元的に推進するための法整備と組織体制が整備されました。

消費生活相談件数は平成 16 年度をピークに減少傾向にある一方、相談内容は多様化、複雑化していることから、様々な相談内容に対応できる体制の強化が求められます。

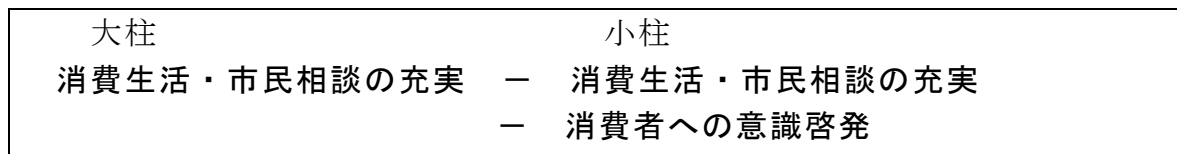
消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、トラブルに巻き込まれない消費者の育成を図っています。

平成 19 年度には各種市民相談と消費生活相談の窓口を統合し、市民が利用しやすい相談窓口体制としました。

3 成果指標

指標名	現状（22 年度）	中間見直し時（25 年度）	5 年後（27 年度）

4 施策の体系図



5 施策の内容

(1) 消費生活・市民相談の充実（市民相談室）

多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員の活用などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

(2) 消費者への意識啓発（市民相談室）

市民が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供や啓発を推進します。

1 施策の方向性

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が市内を中心に消費される取組みを推進するほか、農業を身近に感じられるよう、生産者との交流や気軽に農業にふれあえる環境づくりを進めます。また、農産物のブランド化など農の魅力づくりに努めます。

2 現状と課題

平成 17 年の農林業センサスによると、市内の農家数は減少傾向にあり、農家人口においては、昭和 40 年の 7,442 人から平成 17 年には 3,560 人とほぼ半減しています。また、経営耕地面積も昭和 40 年の 1,271 ヘクタールから平成 17 年には 564 ヘクタールと半分以下に減少しています。

市内東部地域の稲作地帯においては大規模ほ場整備等による優良な農用地が確保され、農作業受託組織による農地利用の集積が進んでいる一方、農業者の高齢化や後継者不足が進んでいることから、後継者の育成や新規就農者の確保策とともに農用地の有効利用が求められています。

地産地消の取組みの一環として、小中学校や保育所の給食に地元農産物の利用を進めており、平成 20 年度には給食センターでの食材購入量の 35%まで拡大していることから、今後も安定的な供給体制の確立が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
農業の振興	— 農業基盤の整備
	— 田園・居住地域の整備
	— 農業の担い手育成支援
	— 地産地消の推進
	— 農業交流の推進

5 施策の内容

(1) 農業基盤の整備（産業振興課）

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保を推進します。また、農地の利用集積を促進するとともに、農作業受委託制度の活用などにより、経営規模の拡大と生産性の向上を支援します。

(2) 田園・居住地域の整備（産業振興課・道路交通課）

農業集落における道水路などの環境整備を推進します。また、地域住民による環境保全活動への支援を行います。

(3) 農業の担い手育成支援（産業振興課）

農業後継者の確保と就農希望者の拡大を推進するため、農業後継者対策協議会等による育成支援活動を進めるとともに、意欲ある農業の担い手である認定農業者に対する支援を行います。

(4) 地産地消の推進（産業振興課）

農業生産者の育成と農産物の供給体制の充実により、学校給食への供給や直売体制の充実に努めます。また、地元農産物の認定制度や商業関係者等との連携により、地域内消費を促すための体制づくりを進めます。

(5) 農業交流の推進（産業振興課）

農業への理解を深めるため、市民農園や体験型農園の活用などにより、農業とふれあう機会を拡充するとともに、市民と生産者との交流を促進します。

1 施策の方向性

商工業の持続的発展によるにぎわいと活力のあるまちを目指し、安定した経営基盤づくりや後継者育成などへの支援を充実するとともに、地域内消費の推進を図ります。

交通利便性などを活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めます。また、人々の交流の場や雇用の場を創出します。

2 現状と課題

平成19年の商業統計調査によると、卸売店・小売店の事業所数は平成3年をピークに減少に転じており、年間商品販売額についても、平成9年に約996億円だったものが、平成19年には約682億円まで減少しています。

商店会が実施する活性化事業に対して支援を行っていますが、今後は行政、商店会ともに、さらなる進展を図るための取組みが必要となります。また、商店会が設置し維持管理している街路灯は、防犯面における役割も果たしているため、平成21年度から電気料の全額補助を行っています。

平成18年の事業所・企業統計調査によると、従業者4人以下の民営事業所が市全体の64.5%を占めており、今後も中小零細企業の安定した経営を確保していくための各種支援策が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
商工業の振興	－ 商店街の活性化
	－ 商工業の担い手育成支援
	－ 産業誘致の推進

5 施策の内容

(1) 商店街の活性化（産業振興課）

地域に根ざした魅力や個性のある商店街づくりを推進するため、消費者ニーズに対応した商店街づくりを事業者等と連携して取り組みます。また、商店街活性化のための取組みに支援を行なうとともに、農商工の連携による情報提供の充実や販売機会の拡充を推進します。

(2) 商工業の担い手育成支援（産業振興課）

各種融資制度により、経営基盤の安定化支援を行うとともに、商工会と連携し、経営相談や起業希望者への支援などに取り組みます。

(3) 産業誘致の推進（産業振興課）

交通利便性の高い立地環境を活かし、地域の活性化と雇用の創出に取り組み、地域の特性に応じた様々な産業機能の誘致を進めます。

1 施策の方向性

誰もが安心して働くことができるよう、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制を充実します。また、勤労者の福利厚生の実現に努めます。

2 現状と課題

近隣自治体や公共職業安定所との共催により、若者向け就職面接会や障害者就職面接会を実施し就労支援を行っています。今後も、より多くの企業参加を促進し、就労希望者に対する情報提供に努めます。

内職相談を週2回実施しており、平成21年度には355人の求職者に対して140件の斡旋実績がありました。今後も就労機会に関する情報を積極的に提供していく必要があります。

現在実施している中小企業退職金共済掛金補助制度は、今後も情報の提供に努める必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
勤労者福祉の充実	－ 就労機会の拡充
	－ 福利厚生の実施

5 施策の内容

(1) 就労機会の拡充（産業振興課）

雇用の安定に向け、国、県の機関や広域的連携により、就職面接会や技術講習会等を実施し、就労の支援に取り組みます。

また、雇用情勢や就労形態の多様化などに対応していくため、就労機会に関する情報提供を充実するとともに、内職相談を実施します。

(2) 福利厚生の実施（産業振興課）

労働者の福利厚生の実施を図るため、引き続き、中小企業退職金補助制度の情報提供と活用を推進します。

1 施策の方向性

水と緑の豊かな自然、特色ある公園、シンボリックな文化施設、眺望、地場産品、ものづくりの技など、本市固有の資源の魅力を引き出し、高めるとともに、情報を発信することにより、多くの人々が訪れ、活力のあるまちづくりを進めます。また、近隣自治体等とも連携することで、地域の活性化につながるネットワークの構築に努めます。

2 現状と課題

本市は、都市近郊 30km 圏内という立地条件にありながら、東部地域には肥沃な田園地帯が広がり、市内全域に点在する緑地や湧水とともに、自然豊かな環境に恵まれています。また、水子貝塚公園や難波田城公園など各年代の重要な史跡に日常的に接することができます。

また、市民の文化発信拠点となっている市民文化会館キラリ☆ふじみについては、芸術監督制を導入し、市民参加・協働による事業運営を進めていますが、今後は市のシンボリックな施設として位置づけるための取り組みを行いながら、市民ボランティアである「キラリスト」など、市民協働による事業運営という観点から、地域活性化の推進に取り組む必要があります。

現在、商工会の取り組みとして、市内事業所等の商品を紹介する一店逸品運動や、農商工連携事業を進めていますが、今後は事業者と行政がより一層連携を深め、新しい特色づくりが求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
地域活性化の推進	－ 富士見ブランドづくりの推進 － 時を伝えるネットワークの構築 － 観光資源の創出 － 地域資源の情報発信の充実

5 施策の内容

(1) 富士見ブランドづくりの推進 ()

農業や商工業関係団体と連携し、優良な農産物や地場産品等を積極的に情報提供するとともに、新たな商品づくりの検討などにより「富士見ブランド」づくりを推進します。

また、当市のシンボリックな文化施設である、キラリ☆ふじみが創作するオリジナリティあふれる文化芸術事業を活用し、本市の知名度の向上とイメージアップを目指します。

(2) 時を伝えるネットワークの構築 ()

河川や湧水、斜面林や、歴史公園、古の道などの、地域に根付いた資源を骨格とするネットワークを形成し、四季折々の自然や周辺の地域資源とふれあえる場づくりを進めます。

(3) 観光資源の創出 ()

桜のオーナー制度や、富士見川越道路沿いのサイクリング道路の活用などにより、市内外の人が訪問・利用する観光資源の創出に取り組みます。

(4) 地域資源の情報発信の充実 ()

市内外からの注目を高め、訪問者を増加させるため、新しく創出された観光資源や富士見ブランド、時を伝えるネットワークなどの地域資源を、ホームページ等を通じて積極的に情報発信します。